

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 4 月 3 日（金）第 707 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

| 告 示 | | 告 示 | |
|---------------------------|-----|-----|----------------|
| ○森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令（2件） | | | （森づくり推進課取扱い） 1 |
| ○保安林の指定 | | | （森づくり推進課取扱い） 3 |
| ○保安林の指定予定 | | | （森づくり推進課取扱い） 4 |
| ○保安林の指定の解除予定 | | | （森づくり推進課取扱い） 4 |
| | 公 告 | | 告 告 |
| ○開発行為に関する工事の完了公告 | | | （建築課取扱い） 4 |

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 250 号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

令和 8 年 4 月 3 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

1 区域及び期間

(1) 区域

鹿児島市、阿久根市、日置市、志布志市、大崎町、東串良町及び南種子町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和 8 年 5 月 10 日から同年 6 月 30 日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機からの薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者は、令和 8 年 7 月 10 日（金）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。

(3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、

当該措置の全部又は一部を行うことがある。

- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるとときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

| 命ぜられた措置の内容 | 森林（伐採跡地を含む。）の面積 | 樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数 | 樹木又は伐採木等の材積 | | |
|------------|--------------------|-------------------------|-------------|----|----|
| | ヘクタール | 本又は株 | 立方メートル | | |
| 実施地区又は場所 | 実施期間 | 実施に要した費用 | | | |
| | | 種別 | 数量 | 単価 | 金額 |
| | 年 月 日から 年 月 日まで | 人 夫 | 人 | 円 | 円 |
| 薬 剤 | | リットル | 円 | 円 | |
| | | その他 | | | 円 |
| | | 計 | | | 円 |

鹿児島県告示第251号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

令和8年4月3日

鹿児島県知事 塩田康一

1 区域及び期間

(1) 区域

指宿市、西之表市、薩摩川内市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、大崎町、東串良町及び屋久島町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和8年5月10日から同年6月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、

3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者は、令和8年7月10日(金)までに、森林病虫害等駆除実施届出書(別記様式)を、知事に提出しなければならない。
- (3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

| 命ぜられた措置の内容 | 森林(伐採跡地を含む。)の面積 | 樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数 | | 樹木又は伐採木等の材積 | |
|--------------------|-----------------|-------------------------|------|-------------|----|
| | | ヘクタール | | 本又は株 | |
| | | 本又は株 | | 立方メートル | |
| 実施地区又は場所 | 実施期間 | 実施に要した費用 | | | |
| | | 種別 | 数量 | 単価 | 金額 |
| 年 月 日から 年 月 日まで | | 人 夫 | 人 | 円 | 円 |
| | | 薬 剤 | リットル | 円 | 円 |
| | | その他 | | | 円 |
| | | 計 | | | 円 |

鹿児島県告示第252号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和8年4月3日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

出水郡長島町獅子島字中網代1337番、1340番、1341番、1343番、1348番、1350番3、1355番1、1355番2、1359番、1360番1から1360番3まで、1368番1、1369番から1372番まで、1374番1、1374番2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第253号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和8年4月3日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

南さつま市加世田津貫字勝壽庵6113番、字大迫6126番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第254号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和8年4月3日

鹿児島県知事 塩田康一

1 解除予定保安林の所在場所

南さつま市坊津町坊字四本松9381番1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関

する工事は、完了した。

令和 8 年 4 月 3 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
志布志市志布志町安楽字長迫2540番 1、2540番 2、2540番 6、2541番 1 及び2541番 5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
鹿児島市谷山港三丁目 4 番13
システム物流株式会社
代表取締役 肥後貴哉